

北海道救急医学会救急隊員部会会則

第1条（趣旨）

この会則は、北海道救急医学会（以下「本会」という。）会則第9章の規定に基づき設置する救急隊員部会（以下「部会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条（部会の目的）

部会は、本会会則第2条に掲げる目的のほか、消防機関が行う救急業務に関する総合的な研究を行うとともに、救急隊員の知識、技術の維持向上を図り救急業務の円滑な推進に寄与することを目的とする。

第3条（部会の構成）

部会は、本会会則第31条による道内の消防救急隊員、消防職員、消防行政関係者及びその他救急業務に関心の深い本会会員のほか、特別顧問及び顧問をもって構成する。

第4条（事業）

部会は、第2条に掲げる目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 本会会則第8条第5項に定める学術集会の救急隊員部門の開催に係る運営等に関すること。
 - ア 運営に当たっては、救急隊員実行委員会において実施するものとする。
 - イ 救急隊員実行委員会は、本会学術集会当番幹事の所属する医療機関の管轄消防本部に置くものとする。
- (2) 北海道救急医学会救急隊員部会研修会（以下、研修会という。）の開催に関すること
 - ア 研修会は、原則年一回開催する。
 - イ 研修会の開催地は部会幹事会が決定する。
 - ウ 開催地の消防本部に研修会実行委員会を設置する。
 - エ 研修会の座長及び発表者は、原則、本会及び部会の会員とする。
- (3) 自主研修等事業支援助成事業
- (4) その他目的を達成するための事業

第5条（事務局）

部会の事務局は、北海道消防学校に置く。

- 2 事務局に事務局長を置き、北海道消防学校教務課主任講師又は講師がその職にあたる。
- 3 事務局は、事業計画の策定、財務管理を行う。

第6条（幹事会）

部会に幹事会を置く。

- 2 幹事は、北海道救急業務高度化推進協議会設置要綱第4条で定めるメディカルコントロール協議会座長消防本部の長、北海道消防学校長、北海道総務部危機対策局危機対策課消防担当課長及

び第4条第1項第1号及び第2号の開催地の消防本部の長、その他部会長が必要と認めた者とし、部会長が委嘱する。

3 幹事は、次のいずれかの役員に就任するものとする。

部会長 1名
副部会長 2名
地区幹事 若干名
当番幹事 2名
監事 2名

4 部会長は、幹事の互選によってこれを定め、部会を代表して会務を総理する。

5 副部会長は、北海道消防学校長及び北海道総務部危機対策局危機対策課消防担当課長とし、部会長を補佐する。

6 地区幹事は、部会長の指名によってこれを定め、会務を所掌する。

7 当番幹事は、第4条第1項第1号又は第2号に定める事業の執行を所掌する。

8 監事は、地区幹事のうち、部会長の指名によってこれを定め、会計を監査する。

第7条（幹事会の事務）

幹事会は、次の事務を所掌する。

- (1) 部会会則の改廃に関する事
- (2) 部会の運営に関する事
- (3) 部会の事業の管理に関する事
- (4) 部会の予算及び決算の議決に関する事
- (5) その他幹事会が必要と認める事務

第8条（顧問）

部会に顧問を置く。顧問は次の者をもって構成する。

2 特別顧問及び顧問は、北海道救急医学会救急隊員部会会員の中から、幹事会が推薦した者とする。

(1) 特別顧問

当部会の部会幹事経験者及び各消防本部の長の職にあった者。

(2) 顧問

当部会の運営委員及び各消防本部の救急課長等、救急隊員部会の運営に貢献した者

3 特別顧問及び顧問は当部会の運営等の助言を行うことができる。

第9条（運営委員会）

部会の円滑な運営を行うため、運営委員会を置く。

2 運営委員は、北海道消防学校教務課長又は主任講師、北海道総務部危機対策局危機対策課主幹、札幌市消防局救急課長、北海道救急業務高度化推進協議会設置要綱第4条で定めるメディカルコントロール協議会座長消防本部の救急担当課長職、当番幹事消防本部の救急担当課長職及び運営委員長が推薦する者により構成することとし、部会長が委嘱する。

3 運営委員会に次の役員を置く。

(1) 運営委員長

運営委員長は運営委員会を代表し会務を総理することとし、運営委員の互選によってこれを定める。

(2) 副運営委員長

副運営委員長は、運営委員長を補佐するものとし、北海道総務部危機対策局危機対策課主幹及び札幌市消防局救急課長がこれにあたる。

4 運営委員会に参加を置くことができる。参加は運営委員会の運営等に助言できるものとし、運営委員長が推薦し、部会長が委嘱する。

第10条（運営委員会の事務）

運営委員会は、次の事務を所掌する。

- (1) 部会の総会の開催に関する事
- (2) 救急隊員部会研修会の開催場所に関する事
- (3) 救急隊員部会研修会の検討課題に関する事
- (4) 部会の事業及び予算の執行に関する事
- (5) 第11条に規定する広報委員会の管理に関する事
- (6) 広報委員会の委員の委嘱に関する事
- (7) その他、部会の事業に関する事

第11条（広報委員会）

会員に部会の活動等に関する情報の提供及び会員の管理に関する事務を行うため、運営委員会の管理のもとに広報委員会を置く。

2 広報委員会の委員は、運営委員の所属する消防本部の会員で運営委員が推薦する者又は運営委員長が指名する者で運営委員長がこれを委嘱する。

3 広報委員会に次の役員を置く。

(1) 広報委員長

広報委員長は、広報委員会を代表し会務を総理することとし、広報委員の中から運営委員長が指名する。

(2) 広報副委員長

広報副委員長は、広報委員長を補佐することとし、広報委員の中から広報委員長の推薦等に基づき運営委員長が指名する。

4 地域の情報を収集するため、広報委員会に地区担当員を置き、会員の所属長及び運営委員が推薦する者で運営委員長が指名する。

5 広報委員及び地区担当員の任期は2年とし、再任を妨げない。

なお、任期中の交代は、前任者の残任期間とする。

6 広報委員会は次の事務を所掌する。

(1) ホームページの維持管理に関する事

- (2) ホームページの掲載に関する事
 - (3) 部会の会員管理に関する事
 - (4) 入会者の手続きに関する事
 - (5) 会費の納入に関する事
 - (6) その他、運営委員長が必要と認める事項
- 7 広報委員会は、毎年度1回以上開催し、会議内容は運営委員会で報告する。
- 8 この規定に定めのない事項については、運営委員長が定める。

第12条（任期）

幹事及び運営委員の任期は2年とし、再任を妨げない。但し、当番幹事及び当番幹事消防本部選出の運営委員の任期は開催前年を初年とした2年とする。また、任期中の交代は、前任者の残任期間とする。

第13条（会議）

会議は、部会幹事会、運営委員会、広報委員会及び総会とし、部会長がこれを召集する。

- 2 幹事会は毎年全国消防長会北海道支部総会に合わせて開催する。
- 3 部会長は、部会幹事会及び総会の議長を務める。
- 4 部会幹事会及び運営委員会は、それぞれ役員及び運営委員の過半数（委任状を含む。）の出席により成立し、出席者の3分の2以上の賛同を得て議決とする。
- 5 総会は、毎年1回開催する。

第14条（会費）

会費の額は、本会会則第6条に定めるもののほか、幹事会の議を経て総会において別に定める。

- 2 部会運営に必要な経費は、本会の交付金及び前項で定める会費等による。
- 3 会員は、会費を毎年8月末までに納入しなければならない。
- 4 研修会の参加者から参加費を徴収する。参加費の額は、幹事会の議を経て総会において別に定める。
- 5 特別顧問及び顧問から会費は徴収しない。

第15条（補則）

この会則に定めるほか、部会の運営に関し必要な事項はその都度、部会長が定める。

- 2 部会の会則の変更は、幹事会の議を経て総会で部会長が報告する。
なお、幹事会の承認については、書面をもって行うことができる。

付則

- この会則は、昭和63年9月23日から施行する。
- この改正は、平成3年5月11日から施行する。
- この改正は、平成3年10月13日から施行する。
- この改正は、平成12年5月13日から施行する。

この改正は、平成 14 年 5 月 13 日から施行する。
この改正は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。
この改正は、平成 19 年 5 月 22 日から施行する。
この改正は、平成 19 年 10 月 27 日から施行する。
この改正は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。
この改正は、平成 22 年 4 月 23 日から施行する。
この改正は、平成 23 年 4 月 22 日から施行する。
この改正は、平成 24 年 4 月 25 日から施行する。
この改正は、平成 24 年 6 月 11 日から施行する。
この改正は、平成 25 年 4 月 26 日から施行する。
この改正は、平成 27 年 4 月 24 日から施行する。
この改正は、平成 30 年 4 月 26 日から施行する。